

消保第 553 号の 1
令和 6 年 12 月 19 日

液化石油ガス販売事業者 各位

鹿児島県危機管理防災局消防保安課長

一酸化炭素中毒事故の防止について（依頼）

日頃から、本県の液化石油ガスに関する保安行政の推進に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 13 日に県内において、工業の用途で屋内にてガス炉を使用中の一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しました。

については、類似の事故の再発防止のため、下記の事項について消費者に周知していただきますようお願いいたします。

なお、12 月 19 日付で経済産業省が注意喚起を行っておりますので、併せてお知らせいたします。

記

- ・ガス機器を使用するときは、必ず換気を行うこと。
- ・万が一に備え、CO 警報器や業務用換気警報器の設置を推奨すること。
- ・工業用の高圧ガスの消費に当たっては、高圧ガス保安法第 24 条の 5 で求められる消費の基準を遵守すること。

（経済産業省による注意喚起）

「高圧ガスの消費設備による事故防止について（注意喚起）」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241219.html

（参考：経済産業省及び関係団体作成ビラ）

参考 1：「LP ガスをご家庭・業務用厨房でお使いの皆様へ」

参考 2：「飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ」